

部会名	福祉部会	提案団体名	市民協（市民福祉団体全国協議会）
<p>政策提言</p> <p>循環型地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活を送る生活圏において、地域福祉の提供者としての参加することができる場であり、また必要に応じて利用者として支援を受けることもできる「循環型」による地域支援の仕組みをつくる ・「循環型」の地域支援の場として、NPO等による地域生活支援（介護保険の地域支援事業の活用を想定した高齢者層の参加と支援を核としながらも、障害者・子育て世帯等への参加や支援も可能とする総合的取り組みとして位置づける）の立ち上げ支援と育成 ・生活圏のニーズに応じて、上記のようなインフォーマルな「循環型」地域生活支援と、介護保険事業・障害者自立支援事業等のフォーマルサービスとの連携を図り、地域包括ケアを実現するための「循環型地域生活支援コーディネート機関」の整備およびコーディネータの養成 			
<p>現状と問題点</p> <p>支援を必要とする人が地域で安心して暮し続けるためには、特定の専門的ニーズに対応する医療・介護保険サービス・障害者自立支援サービス等とともに、基本的生活の基盤を支援する地域生活支援とが連携することが必須である。しかし現状では、医療・介護保険事業・障害者自立支援事業等が準市場を介して拡大する一方で、地域資源を活用して取り組まれている移動サービス・配食サービス・ホームヘルプなどの地域生活支援は、自治体における補助・委託制度等の未整備ないし縮小・廃止にともない、十分な展開が図れておらず、地域包括ケアシステムの実現の支障となっている。</p>			
<p>具体的内容</p> <p>1. 循環型地域生活支援コーディネート機関の整備</p> <p>循環型地域生活支援の費用は、基本的に受益者負担を前提にしているが、市場的競争を想定するものではない。市民参加を前提とした非営利な取り組みであり、市民の助け合いによる参加を促進することでコストの低減を図り、利用者の負担を軽減する努力を行うものである。こうした取り組みを地域で育成し、連携を図り、必要な人に参加と提供を調整し、フォーマルサービスとの連携を担当するコーディネート機能が求められており、地域包括ケアの実現のために必須の機能である。そこで、本事業はコーディネーションを実施するための事業と位置づけ、個々のサービス提供は市民参加と自主的な財源確保によって行うものとする。</p> <p>(1) コーディネート機関の役割</p> <p>社会貢献や就労を志向する退職者等の元気高齢者や離職者、求職中の若者ほかと地域のNPO等とをマッチングし、NPO等による地域生活支援の立ち上げ支援と育成を行う地域において、各種の地域生活支援と介護保険サービス・障害者自立支援サービス、および医療機関、保育所、住民組織等との連携を図る</p> <p>(2) コーディネート機関の運営について</p> <p>概ね中学校区の範囲にコーディネート機関を1ヶ所整備する（1万ヶ所） コーディネート機関ごとに2名程度のコーディネーターを配置する（2万人） コーディネート機関の運営を、当該地区において地域生活支援を実施しているNPO等に委託する。</p> <p>2. コーディネートを行う拠点施設の整備</p> <p>地域において高齢者・障害者・子育て世帯等の安心した日常生活を支えるため、移動サービス・配食サービス・ホームヘルプ等の地域生活支援、上記コーディネート機関等による総合的なコーディネートなどの複合的な機能を有する福祉コミュニティの拠点として整備する</p> <p>拠点の整備においては、UR、学校の空き教室、地域集会所、公有地等の活用を推進する。</p> <p>3. コーディネーターの養成</p> <p>コーディネーターは、NPO等の中間支援組織等が実施するコーディネーター研修（例えば厚生労働省ほか「高齢者地域活動者養成支援事業」）の受講修了を要件とする。</p> <p>市民福祉団体全国協議会HP http://www.seniornet.ne.jp/circle/organization/ 全国老人給食協会HP http://www.mow.jp/</p>			

期待される効果等

前提として当該地域人口の約5%の参加を対象とする(約10000×5%=500人)
(支援の対象となる高齢者層:10000人×高齢化率25%×((認定率15%+虚弱者5%)×高齢者のみ世帯率50%)=250名(人口比2.5%))

1. 地域生活支援の展開と推進

コーディネーター機能と拠点施設が整備されることによって、各地域拠点で下記のような地域生活支援の展開を推進することが考えられる。

ホームヘルプサービス:30人×週2時間×50週=3000時間(1500件)

移動サービス:20人×週4回×50週=4000件(8000時間)

配食サービス:100人×週5回×50週=25,000食

サロン(ミニデイサービス・コミュニティカフェ等):週5日開設、登録利用者100人

2. 介護予防拠点としての機能

元気高齢者の社会参加の場を提供できること、また、やや虚弱になった高齢者に対してはミニデイサービスにおいて、運動機能訓練の提供を行うことで、地域における介護予防機能の拠点としての機能も持つことができる。

3. 市民参加の場としての機能

元気高齢者の支え合いや離職者、求職中の若者などに、就業やボランティア参加を通じて地域や社会と関わりをもつ機会を提供することができる。

4. 地域包括ケアシステムの確立への大きな寄与

これら地域において地域生活支援、介護予防、および介護保険サービス・障害者自立支援サービスを総合的に提供できる機能の整備は、地域包括ケアシステムの確立に大きく寄与するものである。それは同時に高齢者・障害者・子育て世帯などに対して、孤立・孤独を防ぐ見守りネットワークとして、地域で安心した生活を送るためのセーフティネットを供給するものである。

必要な予算額・条件等 総額:100,000百万円

1. コーディネーター人件費について

10,000ヶ所×@500万(1ヶ所2名程度)=500億円(年間)

2. コーディネーターを行う拠点施設の整備について

10,000ヶ所×@500万(1ヶ所)=500億円

施策を推進するために、公共住宅(URなど公営住宅)や公共施設を拠点に転用することで、見守りや介護予防、また在宅福祉サービスなど住まいと連携した福祉拠点の整備が進むことが考えられる。これにより、コミュニティが主体的に関わるサービス付き高齢者向け住宅を整備推進することも考えられる。

参考:地域支え合い体制づくり事業として被災地104ヶ所(岩手県27ヶ所、宮城県52ヶ所、福島県25ヶ所、平成24年5月1日時点)に設置されている「介護等のサポート拠点」を全国に展開する。平成23年度第一次及び第三次補正予算においては160億円を計上。

3. コーディネーター養成について

NPO等の中間支援組織が実施する研修を活用する。

4. 財源について

事業運営には地域支え合い体制づくり事業(厚生労働省)、拠点整備には高齢者等居住安定化推進事業(国土交通省)の活用も考えられる。循環型地域福祉社会を目指すためには、地域の福祉ニーズを横断的に受け止める政策の構築と介護保険以外からの財源の確保を行うべきである。

将来的には関連法令を横断する「地域生活支援法(仮称案)」の立法化も考えられる。

政策提言の責任者 市民福祉団体全国協議会・常務理事 全国老人給食協会の事務局長 ひらのかくじ 平野寛治	今回提案の対応省庁	厚生労働省、国土交通省
	メールアドレス	kakuzi@mow.jp
	電話番号	03-3706-2545